



東京圏から日立市へのUターン促進！

3月1日から支援対象者を拡充！

制度の詳細は
移住ポータルサイトへ

移住支援金のご案内

支援額

■世帯（2人以上の家族）で移住した場合

100 万円

■単身（1人）で移住した場合

60 万円

対象者

令和3年3月1日以降に日立市に転入した方で、
次のA・Bを満たす方

A 移住元（転入前）の条件を満たす方

次の①②どちらも該当する方

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県 *条件不利地域を除きます）に在住し、東京23区内に通勤していた方
- ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた方
- ▲ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学などに通学し、東京23区内の企業などに就職した方は、通学期間に対象期間に加算

B 支援対象者であること

次の①～④いずれかに該当する方

- ①日立市と関わりがあり、次のいずれかに該当する方
 - 転入時に39歳以下であって、次のいずれかの要件を満たす方（転勤者を除く）
 - ・日立市に10年以上居住歴がある方、または市内の大学を卒業した方
 - ・令和2年度までに日立市にふるさと納税を行った方
 - ・転入日の3か月前までに「ひたちテレワーク移住促進助成事業ひたちテレワークチケット協力店」に登録するコワーキング施設に利用登録した方
 - ・市が実施する企業見学ツアーやインターンシップなどの参加経験を有する方
 - 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している方（転勤者を除く）
 - 県が実施する「if design project」に参加した方
- ②テレワークを行っている方（転勤者を除く）

自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う方
- ③中小企業などへの就業者

茨城県のマッチングサイトに掲載する求人に応募し、就業した方
- ④県が実施するプロフェッショナル人材事業などを利用して就業する方

テレワークをきっかけに移住する方は、別の助成金を受けられる場合があります

ひたちテレワーク移住促進助成事業

東京23区から移住する方は、「移住支援金」と併せて最大251万5千円の支給を受けられる場合があります。



ひたちテレワーク
移住促進助成事業

問合せ

移住相談窓口（地域創生推進課内）

IP 050-5528-5022 内線 602

